

第97回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルク名古屋 2階「平安の間」
(後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議 案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

議 決 権
行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで

目次

| | |
|----------|----|
| 招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 6 |
| 事業報告 | 12 |
| 連結計算書類 | 23 |
| 計算書類 | 25 |
| 監査報告書 | 27 |

証券コード5607
2026年6月4日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

愛知県名古屋市中川区富川町三丁目1番地の1
(本社事務所)
愛知県日進市浅田平子一丁目300番地
中央可鍛工業株式会社
代表取締役社長 武山 豊

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第97回定時株主総会招集ご通知」及び「第97回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.chuokatan.co.jp/ir/meeting.php>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト

(<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)



上記のウェブサイトアクセスのうえ、当社名又は証券コード(5607)を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのご案内にしたがって、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 愛知県名古屋市中区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルク名古屋 2階「平安の間」
（後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

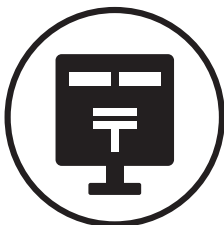
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当日ご出席の株主様へのお土産はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会にご出席されない場合



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時30分必着



2 インターネットによる議決権行使

後記（4ページ～5ページ）のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

■ 当日株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

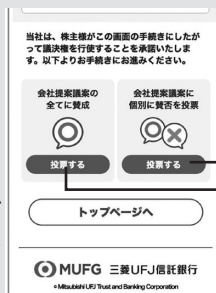


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



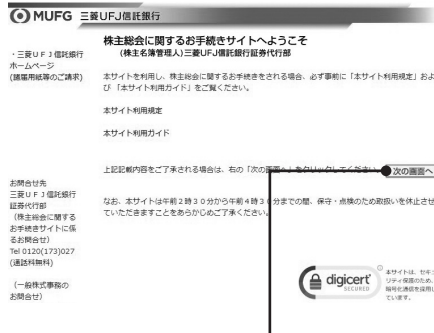
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。



■ログインID・仮パスワードを入力する方法

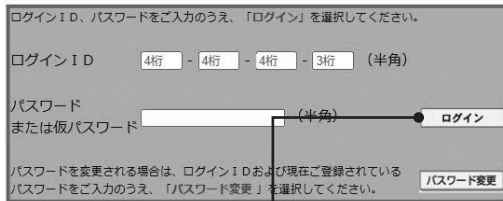
1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」および「仮パ スワード」を入力



「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、収益状況に応じた配当を行うことを基本としつつ、安定的な配当の維持・継続を重視するとともに、その安定配当を可能とする経営基盤の強化のために必要な内部留保の充実等を勘案して行うことを方針といたしております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、増配することといたしたいと存じます。

1. 期末配当金に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 158,226,150円

これにより中間配当を含めました年間配当金は、1株につき金18円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

現取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 地位 |
|-----------|----------|----------------|
| 1 | 再任 武山 尚生 | 代表取締役会長 |
| 2 | 再任 武山 豊 | 代表取締役社長、社長執行役員 |
| 3 | 再任 畠山 浩之 | 取締役、専務執行役員 |
| 4 | 再任 野村 英司 | 取締役 |
| 5 | 再任 星 文雄 | 社外取締役 |
| 6 | 再任 上畑 廣高 | 社外取締役 |
| 7 | 再任 森 琢也 | 社外取締役 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|-------------------------|-------------|------------------------------|-----------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------------|
| 候補者番号 | 1 | たけやま ひさお 武山 尚生 | 1956年1月22日生 | ■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時） | 422,110株 34年 | 再任 | | | | | | | | |
| ■略歴、当社における地位及び担当 | 1979年4月 | トヨタ自動車工業（現トヨタ自動車）株式会社入社 | 1989年2月 | 当社入社 | 1992年6月 | 当社取締役 | 1995年6月 | 当社常務取締役 | 1998年6月 | 当社専務取締役 | 2000年6月 | 当社代表取締役社長 | 2018年6月 | 当社代表取締役会長(現任) |
| ■取締役候補者とした理由 | 2000年6月に当社代表取締役役に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職責を果たしております。また、2018年6月より代表取締役会長に就任しております。今後におきましても当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|------------------|-------------|------------------------------|---------------|------|---------|----------|---------|---------|---------|-----------|---------|--------------------|---------|----------------------|
| 候補者番号 | 2 | たけやま ゆたか 武山 豊 | 1984年10月1日生 | ■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時） | 95,600株 5年 | 再任 | | | | | | | | | | |
| ■略歴、当社における地位及び担当 | 2007年4月 | シャープ株式会社入社 | 2011年4月 | トヨタ自動車株式会社入社 | 2018年5月 | 当社入社 | 2019年1月 | 当社生産管理部長 | 2021年6月 | 当社常務取締役 | 2022年6月 | 当社代表取締役社長 | 2025年7月 | 蘇州中央可鍛有限公司 董事長(現任) | 2026年4月 | 当社代表取締役社長、社長執行役員(現任) |
| ■重要な兼職の状況 | 蘇州中央可鍛有限公司 董事長 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■取締役候補者とした理由 | 当社取締役就任後、生産管理、営業、経営企画等の業務経験を発揮し、当社の経営強化において、その職責を十分に果たしております。また、2022年6月より代表取締役社長に就任しております。今後におきましても当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---------------------|-------------|------------------------------|---------------|------------------|---------|--|---------|----------------------|---------|---------|---------|---|--|
| 候補者番号 | 3 | はたけやま ひろゆき 畠山 浩之 | 1962年12月6日生 | ■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時） | 37,600株 4年 | 再任 | | | | | | | | | |
| ■略歴、当社における地位及び担当 | 1985年4月 | トヨタ自動車株式会社入社 | 2013年1月 | 同社上郷工場エンジン製造部長 | 2015年1月 | 同社下山工場第1エンジン製造部長 | 2016年1月 | トヨタ・モーター・マニユファクチャリングUK(TMUK)出向 シニアエグゼクティブアドバイザー | 2021年2月 | 当社出向 チーフテクノロジーアドバイザー | 2022年6月 | 当社専務取締役 | 2026年4月 | 当社取締役、専務執行役員、生産部門統括、機械統括部長、カーボンニュートラル推進担当(現任) | |
| ■取締役候補者とした理由 | 当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社での生産技術分野を中心とした国内外での豊富な経験をいかに発揮し、当社の生産及び技術力強化に努めております。今後におきましても当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|------------------------------|--|--|-------------------------------|--|----------|----|
| 候補者 番号 | 4 | のむら えいじ 野村 英司 | 1966年5月14日生 | ■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時） | 0株 5年 | 再任 |
| ■略歴、当社における 地位及び担当 | 1990年4月 2018年6月 2019年5月 2019年6月 2021年1月 2021年6月 | トヨタ自動車株式会社入社 同社鍛圧・表改生技部長 同社素材材技術部長 株式会社ファインセンター 社外取締役 トヨタ自動車株式会社 衣浦工場長 アイシン軽金属株式会社 社外取締役 | 2021年6月 2024年1月 2026年4月 | 当社取締役(現任) トヨタ自動車株式会社 生産本部 チーフプロジェクトリーダー (現任) トヨタ自動車羽村株式会社 取締役(現任) | | |
| ■重要な兼職の状況 | トヨタ自動車株式会社 生産本部 チーフプロジェクトリーダー トヨタ自動車羽村株式会社 取締役 | | | | | |
| ■取締役候補者とした理由 | 当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社での生産企画及び素材材技術分野に所属した経験と幅広い見識をいかんなく発揮し、当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。 | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|--------------------------------|---|----------|----------------|
| 候補者 番号 | 5 | ほし ふみお 星 文雄 | 1947年5月14日生 | ■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時） | 0株 5年 | 再任 社外 独立 |
| ■略歴、当社における 地位及び担当 | 1973年4月 2012年4月 2014年4月 2015年4月 2018年1月 | 日本輸出入銀行（現株式会社国際 協力銀行） 入行 同行代表取締役専務 株式会社三井住友銀行 顧問 京都大学経営管理大学院 特命教授(現任) 株式会社SDGs 社外取締役 | 2018年11月 2017年7月 2021年6月 | 株式会社サードウェーブ 社外取締役 ヒューマン・アソシエイツ・ ホールディングス株式会社 社外取締役 当社社外取締役(現任) | | |
| ■重要な兼職の状況 | 京都大学経営管理大学院 特命教授 | | | | | |
| ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 | 取締役会への助言・監督機能の強化と透明性の確保に向け、国際業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識を活かし、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者といたしました。 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|---|---------------|----|----------|---------|---|---------|---------------------|----------|---------------|---------|---|---------|------------------------|---------|-------------|---------|--------------------------|--|--|
| 候補者 番号 | 6 | うえはた ひろたか 上畑 廣高 | 1954年6月29日生 | ■所有する当社の株式数 | 0株 | 再任 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ■在任年数（本総会終結時） | 5年 | 社外 独立 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■略歴、当社における地位及び担当</p> <table border="0"> <tr> <td>1978年4月</td> <td>株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス)入社</td> <td>2011年6月</td> <td>河村電器産業株式会社 常務取締役</td> </tr> <tr> <td>1994年10月</td> <td>同社教育機関広報部事業部長</td> <td>2019年8月</td> <td>名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー</td> </tr> <tr> <td>1999年6月</td> <td>トランス・コスモス株式会社 常務取締役</td> <td>2021年6月</td> <td>当社社外取締役(現任)</td> </tr> <tr> <td>2002年4月</td> <td>株式会社OJTソリューションズ 専務取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 取締役会への助言・監督機能の強化と透明性の確保に向け、これまで培ってきた豊富な人材育成ノウハウと経営に関する知見などを当社グループの経営に活かし、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者としていたしました。</p> | | | | | | | 1978年4月 | 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス)入社 | 2011年6月 | 河村電器産業株式会社 常務取締役 | 1994年10月 | 同社教育機関広報部事業部長 | 2019年8月 | 名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー | 1999年6月 | トランス・コスモス株式会社 常務取締役 | 2021年6月 | 当社社外取締役(現任) | 2002年4月 | 株式会社OJTソリューションズ 専務取締役 | | |
| 1978年4月 | 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス)入社 | 2011年6月 | 河村電器産業株式会社 常務取締役 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1994年10月 | 同社教育機関広報部事業部長 | 2019年8月 | 名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1999年6月 | トランス・コスモス株式会社 常務取締役 | 2021年6月 | 当社社外取締役(現任) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2002年4月 | 株式会社OJTソリューションズ 専務取締役 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|----------------|----------------------------------|---------------|----|----------|---------|----------|---------|---------------------------|---------|-----------|---------|-------------|---------|-------------|---------|----------------------------------|---------|------------------------------|--|--|
| 候補者 番号 | 7 | もり たくや 森 琢也 | 1960年2月12日生 | ■所有する当社の株式数 | 0株 | 再任 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ■在任年数（本総会終結時） | 5年 | 社外 独立 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>■略歴、当社における地位及び担当</p> <table border="0"> <tr> <td>1983年3月</td> <td>株式会社新川入社</td> <td>2020年6月</td> <td>株式会社きらぼしコンサルティング 取締役会長</td> </tr> <tr> <td>2014年6月</td> <td>同社取締役執行役員</td> <td>2021年6月</td> <td>当社社外取締役(現任)</td> </tr> <tr> <td>2018年6月</td> <td>同社取締役専務執行役員</td> <td>2023年4月</td> <td>株式会社きらぼしコンサルティング エグゼクティブパートナー</td> </tr> <tr> <td>2019年7月</td> <td>ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 取締役会への助言・監督機能の強化と透明性の確保に向け、製造業の経営を通じた豊富な経験と技術に対する幅広い見識を活かし、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者としていたしました。</p> | | | | | | | 1983年3月 | 株式会社新川入社 | 2020年6月 | 株式会社きらぼしコンサルティング 取締役会長 | 2014年6月 | 同社取締役執行役員 | 2021年6月 | 当社社外取締役(現任) | 2018年6月 | 同社取締役専務執行役員 | 2023年4月 | 株式会社きらぼしコンサルティング エグゼクティブパートナー | 2019年7月 | ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社取締役 | | |
| 1983年3月 | 株式会社新川入社 | 2020年6月 | 株式会社きらぼしコンサルティング 取締役会長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2014年6月 | 同社取締役執行役員 | 2021年6月 | 当社社外取締役(現任) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2018年6月 | 同社取締役専務執行役員 | 2023年4月 | 株式会社きらぼしコンサルティング エグゼクティブパートナー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2019年7月 | ヤマハモーターロボティクスホールディングス株式会社取締役 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 星文雄、上畑廣高及び森琢也の3氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は3氏を名古屋証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、3氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 取締役との責任限定契約について
当社は、野村英司、星文雄、上畑廣高及び森琢也の4氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、4氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。
4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について
当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定です。

【ご参考】取締役スキルマトリックス

| 氏名 | 企業経営 | 新規事業 ・ イノベーション | 国際 ビジネス ・ 海外経験 | 営業 ・ マーケティング | 生産 ・ 技術開発 | 人事 ・ 労務 | 財務 ・ 会計 | コンプライアンス ・ 法務 |
|------|------|----------------------|-------------------------|--------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------------|
| 武山尚生 | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 武山 豊 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 畠山浩之 | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ |
| 野村英司 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 星 文雄 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| 上畑廣高 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ |
| 森 琢也 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ |

(注) 当社の取締役が、過去、経営者・マネージャー等として得た知識・経験・能力や、各人の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国を中心に底堅い景気動向が続いたものの、米国の通商政策を巡る不透明感や中東地域における地政学的リスクの高まりに加え、中国における不動産市場の低迷や内需の伸び悩みなど、先行き不透明な状況が続いております。

わが国の経済におきましては、賃上げの進展等を背景に雇用・所得環境は改善し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。地政学的リスクを背景とした原材料やエネルギー価格の動向等、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社グループの主要取引先であります自動車業界におきましては、一部生産調整や工場稼働停止の影響が見られたものの、通期では国内生産は概ね堅調に推移いたしました。

このような環境の下、当社グループでは、中期計画2025を通じ、自動車部品を中心とした拡販活動に取り組むとともに、収益改善活動に継続して注力し、財務基盤の強化を図ってまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比7.7%増の387億20百万円となりました。事業別の内訳は、可鍛事業は前期比7.6%増の375億73百万円、金属家具事業は前期比10.3%増の11億46百万円となりました。営業利益は前期比59.5%増の18億92百万円、経常利益は前期比10.5%増の24億57百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比20.4%増の22億10百万円となりました。

| 事業区分 | 売上高 | 構成比 |
|--------|--------------|--------|
| 可鍛事業 | 37,573,579千円 | 97% |
| 金属家具事業 | 1,146,958千円 | 3% |
| 合計 | 38,720,538千円 | 100.0% |

② 企業集団の設備投資の状況

当社グループでは、主に新製品及び生産性向上に向けた設備投資の増強を行い、その総額は24億93百万円であります。

③ 企業集団の資金調達の状況

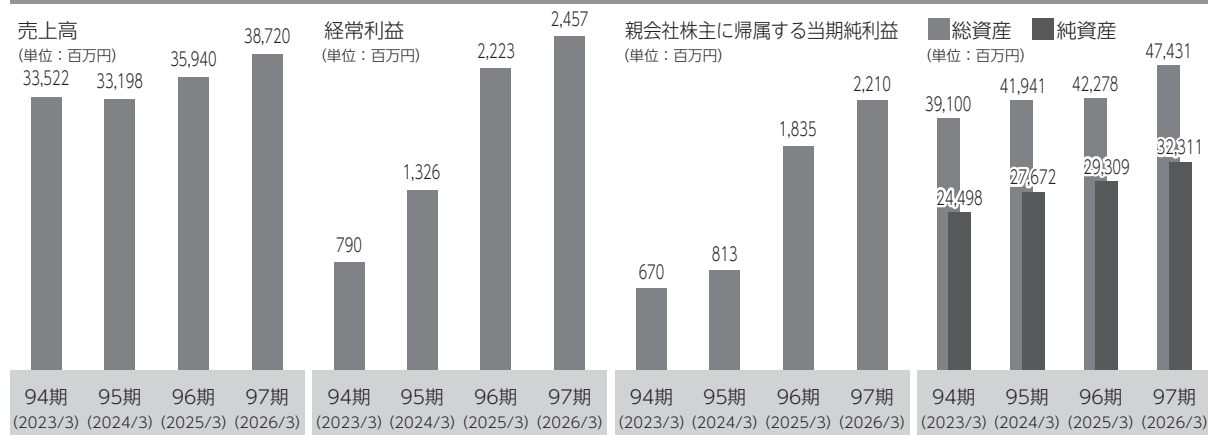
該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 2022年度 第 94 期 | 2023年度 第 95 期 | 2024年度 第 96 期 | 2025年度 第 97 期 (当連結会計年度) |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 | 33,522,616 | 33,198,294 | 35,940,942 | 38,720,538 |
| 経 常 利 益 | 790,835 | 1,326,596 | 2,223,041 | 2,457,902 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 670,751 | 813,018 | 1,835,304 | 2,210,744 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 43円58銭 | 52円68銭 | 118円30銭 | 140円15銭 |
| 総 資 産 | 39,100,542 | 41,941,191 | 42,278,974 | 47,431,452 |
| 純 資 産 | 24,498,517 | 27,672,460 | 29,309,030 | 32,311,915 |

決算ハイライト



(3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、自動車産業における構造変化や地政学的リスクの拡大、労務費や物流費の上昇等により、引き続き不透明な状況が想定されております。

このような中、当社グループでは、これまで「中期計画2025」に基づき、各種施策を着実に推進してまいりました。これらの取組みを通じて培った基盤を活かし、引き続き競争力の向上を図るとともに、成長分野への拡販や事業領域の拡がりに取り組んでまいります。

また、カーボンニュートラルへの対応をはじめ、人材の育成や働きがいのある職場環境の整備、安全・品質の確保、並びにコンプライアンスの徹底を通じ、社会と企業の持続的な発展に貢献しつつ、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 (千円) | 出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|------------|---------|-------------|-------------|----------------|
| 土岐可鍛工業株式会社 | 岐阜県土岐市 | 180,000 | 100.0 | 自動車及び車両部品関連事業 |
| 武山鑄造株式会社 | 愛知県名古屋市 | 360,000 | 89.8 | 産業車両部品関連事業 |
| 株式会社チューキョー | 愛知県名古屋市 | 60,000 | 100.0 | 金属椅子及び椅子部品関連事業 |
| 蘇州中央可鍛有限公司 | 中国・蘇州市 | 2,550,000 | 100.0 | 産業用機械部品関連事業 |

(5) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、ダクタイトル鑄鉄品等の自動車部品の製造販売及び産業用機械部品等の製造販売を主な事業とする可鍛事業、鋼製家具の製造販売を主な事業とする金属家具事業から構成され、各事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場

- ① 当社

| | |
|-------------|-----------|
| 本店 | 愛知県名古屋市 |
| 本社事務所及び日進工場 | 愛知県日進市 |
| 熊本工場 | 熊本県菊池郡大津町 |
| 岐阜久尻工場 | 岐阜県土岐市 |
- ② 子会社

| | |
|------------|---------|
| 土岐可鍛工業株式会社 | 岐阜県土岐市 |
| 武山鑄造株式会社 | 愛知県名古屋市 |
| 株式会社チューキョー | 愛知県名古屋市 |
| 蘇州中央可鍛有限公司 | 中国・蘇州市 |
- ③ 関連会社

| | |
|----------------|--------|
| 蘇州石川製鉄有限公司 | 中国・蘇州市 |
| 蘇州石川精密製造科技有限公司 | 中国・蘇州市 |

(7) 企業集団の従業員の状況

| 事業部門の名称 | 従業員数(名) | 前連結会計年度末比増減(名) |
|---------|---------|----------------|
| 可鍛事業 | 906 | 29名 |
| 金属家具事業 | 11 | △4名 |
| 全社(共通) | 53 | △14名 |
| 計 | 970 | 11名 |

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
3. 各事業部門に属する製品及びサービスの種類
①「可鍛事業」は、自動車用部品、産業車両用部品等の製造販売をしております。
②「金属家具事業」は、オフィス及び施設向け各種椅子等の製造販売をしております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

(単位：千円)

| 借入先 | 借入金残高 |
|---------------|-----------|
| 株式会社 三菱UFJ銀行 | 1,483,707 |
| 株式会社 三井住友銀行 | 755,661 |
| 株式会社 名古屋銀行 | 641,202 |
| 株式会社 商工組合中央金庫 | 517,110 |
| 株式会社 あいち銀行 | 37,381 |
| 株式会社 大垣共立銀行 | 10,734 |

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,822,615株
(自己株式197,685株を除く)
- ③ 株主数 7,740名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|-------------|-------|-------|
| トヨタ自動車株式会社 | 792千株 | 5.00% |
| CMC協力会持株会 | 737千株 | 4.66% |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 660千株 | 4.17% |
| 株式会社豊田自動織機 | 620千株 | 3.92% |
| 株式会社三井住友銀行 | 600千株 | 3.79% |
| 第一生命保険株式会社 | 549千株 | 3.47% |
| 新東工業株式会社 | 460千株 | 2.90% |
| 株式会社名古屋銀行 | 434千株 | 2.74% |
| 武山尚生 | 422千株 | 2.66% |
| 中央可鍛持株会 | 411千株 | 2.60% |

(注) 持株比率は自己株式（197,685株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として取締役（社外取締役を除く）に交付した株式の状況
取締役、その他の役員に交付した株式の区別合計は次のとおりです。

| 区分 | 株式数 | 交付対象者 |
|---------------|---------|-------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 40,100株 | 3名 |
| 社外取締役 | — | — |
| 監査役 | — | — |

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------------------|---------|--|
| 代表取締役会長 | 武 山 尚 生 | |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 武 山 豊 | ビジネスイノベーション室担当 蘇州中央可鍛有限公司 董事長 |
| 取 締 役 専務執行役員 | 畠 山 浩 之 | 生産部門統括、カーボンニュートラル推進担当 |
| 取 締 役 | 野 村 英 司 | トヨタ自動車株式会社 生産本部 チーフプロジェクトリーダー |
| 取 締 役 | 瀬 尾 英 重 | 学校法人中部大学 理事 |
| 取 締 役 | 星 文 雄 | 京都大学経営管理大学院 特命教授 |
| 取 締 役 | 上 畑 廣 高 | |
| 取 締 役 | 森 琢 也 | |
| 常 勤 監 査 役 | 平 田 正 勝 | |
| 監 査 役 | 小野田 誓 | 公認会計士小野田誓事務所 所長 |
| 監 査 役 | 前 田 勝 己 | 前田勝己公認会計士・税理士事務所 所長 株式会社ダイセキ 社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 取締役 瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小野田誓、前田勝己の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 小野田誓、前田勝己の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也及び監査役 小野田誓、前田勝己の6氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2025年6月24日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、取締役山本徹及び武山直民の両氏が退任いたしました。
- (2) 2025年6月24日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、辞任により、監査役磯部光邦氏が退任いたしました。
6. 取締役野村英司氏は、事業年度末日後にトヨタ自動車羽村株式会社の取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 野村英司、瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也及び監査役 小野田誓、前田勝己の7氏と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任（D＆O保険）契約について

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等は補填されることとなります。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ、客観性・妥当性・公正性を考慮し適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての金銭報酬、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職責に鑑み固定報酬としての金銭報酬のみであります。

② 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬などの額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、職位、職責及び従業員の給与水準を考慮したうえで総合的に勘案して決定しております。

③ 業績連動報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である賞与については、当該年度の企業業績、経営環境、各取締役の業績及び従業員への賞与水準を考慮したうえで決定する金銭報酬とし、当期の業績に対する達成度及び持続的企業価値向上の実現を評価する指標として、当期連結営業利益及び連結親会社株主に帰属する当期純利益の対前期比増減額を基に算出された額を毎年一定の時期に支給しております。（なお、当期業績指標に関する実績は、【1.企業集団の現況に関する事項（1）当連結会計年度の事業の状況】に記載のとおりであります。）

④ 非金銭報酬等の内容及び額または株式数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役が株価変動を株主の皆様と共有し、株価上昇に対するインセンティブ及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるために譲渡制限付株式を交付しております。算定にあたっては、一定の付与基準に基づき原案を作成し、取締役会にて決定しております。

⑤ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を基にした報酬水準を踏まえ、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会において検討を行っております。取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬諮問委員会における答申を経た上で取締役会決議にて決定された方針に基づき、代表取締役社長（ビジネスイノベーション室担当）武山豊がその具体的な内容について委任を受けるものとします。これらの権限を委任した理由は、当社業績を勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。その権限の内容は各取締役の固定報酬（金銭報酬）の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容に従って報酬額の決定をしております。なお、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、個人別の割当株式数は取締役会にて決議するものとしております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、指名報酬諮問委員会において検討の上、答申し、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑧ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

a. 取締役の報酬等々の限度額

2021年6月23日開催の第92回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役の報酬等の額については年額40,000千円以内とし、使用人分給与は含まないものとする）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は10名（うち社外取締役は4名）です。

b. 監査役の報酬等々の限度額

2017年6月23日開催の第88回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は2名）です。

c. 譲渡制限付株式報酬の限度額

2018年6月22日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額とは別枠で、当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）を対象とし年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は11名（うち社外取締役は2名）です。

| | |
|-------------------|---|
| 対象者 | 当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く） |
| 株式報酬枠 | 年間50,000千円以内 |
| 各取締役に対する株式報酬額 | 会社業績及び取締役の貢献度等に応じて毎年設定 |
| 割当てる株式の種類及び割当てる方法 | 普通株式の発行又は処分 |
| 割当てる株式の総数 | 各事業年度において80,000株を上限 |
| 払込金額 | 当社の取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として、当該株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定 |
| 譲渡制限期間 | 割当て日より30年間までの間で当社取締役会が定める期間 |
| 譲渡制限の解除条件 | 譲渡制限期間の満了をもって制限を解除。但し、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により退任した場合は譲渡制限を解除 |
| 当社による無償取得 | 譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、当該株式の全部を無償取得する |

⑨ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------|----------------|----------------|--------|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 譲渡制限付株式 報酬 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 150,304 | 93,570 | 37,000 | 19,734 | 6 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 15,840 | 15,840 | — | — | 2 |
| 社外取締役 | 21,600 | 21,600 | — | — | 4 |
| 社外監査役 | 9,120 | 9,120 | — | — | 2 |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 上記譲渡制限付株式報酬は、当事業年度の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 瀬尾英重氏は、学校法人中部大学の理事であります。当社と学校法人中部大学との間には特別な関係はありません。

取締役 星文雄氏は、京都大学経営管理大学院の特命教授であります。当社と京都大学経営管理大学院との間には特別な関係はありません。

監査役 小野田誓氏は、公認会計士小野田誓事務所の所長であります。当社と公認会計士小野田誓事務所との間には特別な関係はありません。

監査役 前田勝己氏は、前田勝己公認会計士・税理士事務所の所長及び株式会社ダイセキの社外取締役(監査等委員)であります。当社と前田勝己公認会計士・税理士事務所、株式会社ダイセキの間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|------|--|
| 取締役 | 瀬尾英重 | 当事業年度開催の取締役会の全16回に出席いたしました。議案審議等について、企業経営における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務め、同委員会の議事運営と取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 星文雄 | 当事業年度開催の取締役会の全16回に出席いたしました。議案審議等について、国際業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 上畑 廣高 | 当事業年度開催の取締役会の全16回に出席いたしました。議案審議等について、豊富な人材育成ノウハウと経営に関する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 取締役 | 森 琢也 | 当事業年度開催の取締役会の全16回に出席いたしました。議案審議等について、製造業の経営を通じた豊富な経験と技術に対する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。 |
| 監査役 | 小野田 誓 | 当事業年度開催の取締役会の全16回及び監査役会の全12回に出席いたしました。公認会計士及び他社の社外監査役を担うなど、専門的且つ、多様な業務における豊富な経験から、当社取締役の職務の執行に関して、監査役会監査基準に準拠した発言を行っております。 |
| 監査役 | 前田 勝己 | 当事業年度開催の取締役会の全16回及び監査役会の全12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的且つ、中国での豊富な経験から、当社取締役の職務の執行に関して、監査役会監査基準に準拠した発言を行っております。 |

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分 | 支 払 額 |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 35,700千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,700千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務として、合意された手続業務を非監査業務として委託しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

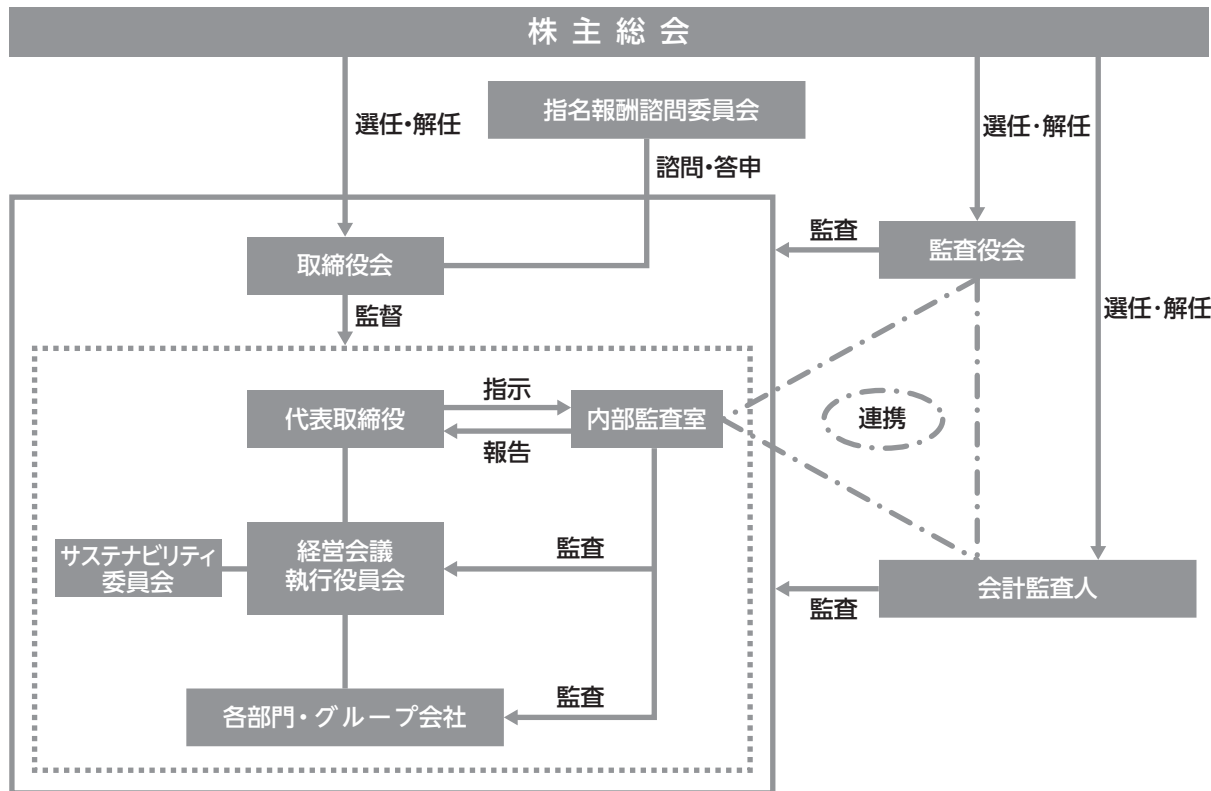
(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

当社及び子会社における、企業統治の体制は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、株主に対し一層の経営の透明性、健全性を高めることを最優先と考え実施しております。経営状況におきましても迅速且つ継続的に情報提供が可能な経営を実現していくことを目指して取り組んでおります。

■コーポレート・ガバナンス体制図



連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 18,904,730 | 流 動 負 債 | 9,116,068 |
| 現金及び預金 | 8,065,211 | 支払手形及び買掛金 | 3,132,552 |
| 受取手形 | 4,971 | 電子記録債権 | 1,791,833 |
| 売掛金 | 5,708,287 | 1年内返済予定の長期借入金 | 712,011 |
| 電子記録債権 | 1,592,779 | 未払法人税等 | 452,960 |
| 商品及び製品 | 958,608 | 未払消費税等 | 100,348 |
| 仕掛品 | 744,327 | 賞与引当金 | 409,842 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,269,278 | 設備関係電子記録債権 | 971,327 |
| その他 | 561,266 | その他 | 1,545,192 |
| 固 定 資 産 | 28,526,721 | 固 定 負 債 | 6,003,468 |
| 有 形 固 定 資 産 | 12,988,146 | 長期借入金 | 2,734,580 |
| 建物及び構築物 | 2,777,765 | リース債権 | 634,491 |
| 機械装置及び運搬具 | 5,247,595 | 繰延税金負債 | 2,310,668 |
| 工具器具及び備品 | 679,467 | 役員退職慰労引当金 | 53,329 |
| 土地 | 2,805,513 | 退職給付に係る負債 | 155,444 |
| リース資産 | 719,899 | その他 | 114,953 |
| 建設仮勘定 | 757,905 | 負 債 合 計 | 15,119,537 |
| 無 形 固 定 資 産 | 43,316 | 純 資 産 の 部 | |
| 投資その他の資産 | 15,495,257 | 株 主 資 本 | 24,808,643 |
| 投資有価証券 | 3,402,174 | 資本金 | 1,161,000 |
| 関係会社出資金 | 9,611,575 | 資本剰余金 | 1,010,124 |
| 退職給付に係る資産 | 2,026,295 | 利益剰余金 | 22,717,458 |
| その他 | 462,152 | 自己株式 | △79,938 |
| 貸倒引当金 | △6,940 | その他の包括利益累計額 | 7,299,480 |
| 資 産 合 計 | 47,431,452 | その他有価証券評価差額金 | 1,973,257 |
| | | 為替換算調整勘定 | 4,880,669 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 445,554 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 203,790 |
| | | 純 資 産 合 計 | 32,311,915 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 47,431,452 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 38,720,538 |
| 売上原価 | 33,579,779 |
| 売上総利益 | 5,140,758 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,247,960 |
| 営業利益 | 1,892,797 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 124,195 |
| 受取補償金 | 30,328 |
| 持分法による投資利益 | 278,398 |
| その他 | 221,203 |
| 営業外費用 | |
| 支払替利息 | 40,382 |
| 支払補償差 | 39,273 |
| その他 | 3,624 |
| 経常利益 | 89,021 |
| 特別利益 | 2,457,902 |
| 固定資産売却益 | 163 |
| 投資有価証券売却益 | 25,325 |
| 特別損失 | 562,632 |
| 固定資産除却損 | 34,817 |
| 関係会社株式評価損 | 61,267 |
| 貸倒損 | 47,621 |
| 税金等調整前当期純利益 | 143,706 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 545,416 |
| 法人税等調整額 | 90,000 |
| 当期純利益 | 2,902,317 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 635,417 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,266,899 |
| | 56,155 |
| | 2,210,744 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 資 産 の | 金 額 | 科 目 負 債 の | 金 額 |
|---------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 流動資産 | 10,955,547 | 流動負債 | 7,929,596 |
| 現金及び預金 | 2,901,262 | 電子記録債権 | 2,154,056 |
| 受取手形 | — | 買掛金 | 2,420,063 |
| 電子記録債権 | 1,635,930 | 1年内返済予定の長期借入金 | 603,255 |
| 売掛金 | 4,137,584 | リース債権 | 154,478 |
| 商品及び製品 | 476,833 | 未払金 | 118,082 |
| 仕掛品 | 564,305 | 未払費用 | 525,906 |
| 材料及び貯蔵品 | 797,735 | 未払法人税等 | 193,451 |
| 前払費用 | 66,506 | 預り金 | 92,866 |
| その他 | 375,391 | 賞与引当金 | 357,935 |
| 固定資産 | 17,873,318 | その他 | 1,309,500 |
| 有形固定資産 | 8,249,097 | 固定負債 | 4,106,423 |
| 建物 | 1,596,636 | 長期借入金 | 2,455,464 |
| 構築物 | 192,583 | リース負債 | 546,978 |
| 機械装置 | 3,728,215 | 繰延税金負債 | 1,019,566 |
| 車両運搬具 | 54,156 | 長期未払金 | 76,100 |
| 工具器具備品 | 302,673 | その他 | 8,314 |
| 土地 | 1,029,732 | 負債合計 | 12,036,020 |
| 建物 | 594,181 | 純資産の部 | |
| 建設仮勘定 | 750,917 | 株主資本 | 14,787,804 |
| 無形固定資産 | 17,330 | 資本 | 1,161,000 |
| ソフトウェア | 14,449 | 資本剰余金 | 775,646 |
| その他 | 2,516 | 資本準備金 | 560,420 |
| 投資その他の資産 | 365 | その他資本剰余金 | 215,225 |
| 投資有価証券 | 9,606,889 | 利益剰余金 | 12,916,893 |
| 関係会社株 | 3,240,483 | 利益準備金 | 259,000 |
| 関係会社出資 | 1,105,599 | その他利益剰余金 | 12,657,893 |
| 長期貸付金 | 25,951 | 固定資産圧縮積立金 | 93,994 |
| 長期前払費用 | 3,653,985 | 別途積立金 | 6,760,000 |
| 前払金の費用 | 88,888 | 繰越利益剰余金 | 5,803,898 |
| その他 | 72,627 | 自己株 | △65,735 |
| 貸倒引当金 | 1,383,937 | 評価・換算差額等 | 2,005,041 |
| | 38,615 | その他有価証券評価差額金 | 2,005,041 |
| | △3,200 | 純資産合計 | 16,792,845 |
| 資産合計 | 28,828,866 | 負債及び純資産合計 | 28,828,866 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|------------|
| 売上高 | | 28,984,968 |
| 売上原価 | | 25,834,135 |
| 売上総利益 | | 3,150,832 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,166,900 |
| 営業利益 | | 983,932 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 207,260 | |
| 受取口イヤリテイ | 97,089 | |
| 固定資産賃貸料 | 42,991 | |
| その他の | 72,638 | 419,980 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 34,061 | |
| その他の | 7,504 | 41,566 |
| 経常利益 | | 1,362,346 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 163 | |
| 受取保険金 | 25,325 | 25,489 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 24,107 | |
| その他の | 47,621 | 71,729 |
| 税引前当期純利益 | | 1,316,106 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 281,799 | |
| 法人税等調整額 | 24,262 | 306,062 |
| 当期純利益 | | 1,010,044 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 小出 修平
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川合 利弥
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央可鍛工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 出 修 平
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 合 利 弥
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

中央可鍛工業株式会社 監査役会

常勤監査役 平田 正勝
社外監査役 小野田 誓
社外監査役 前田 勝己

以上

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

定時株主総会 毎年6月

株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上場取引所 名古屋証券取引所

電子公告掲載URL <https://www.chuokatan.co.jp/koukoku/index.php>
公告の方法 (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じた時には、日本経済新聞に公告いたします。)

【ご注意】

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に登録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次いたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、会社情報や製品情報など、様々な情報を掲載しています。

<https://www.chuokatan.co.jp/>

中央可鍛工業

検索 

株主総会会場ご案内図

- **会 場** 愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルク名古屋 2階「平安の間」
- **交通機関** 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約3分
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分
J R（中央本線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

